

② 適格請求書を交付又は適格請求書に係る電磁的記録を提供する義務

適格請求書発行事業者には、国内において課税資産の譲渡等を行った場合に、相手方（課税事業者に限ります。）からの適格請求書の交付の求めに応じて適格請求書を交付する義務が課されています（適格請求書発行事業者が行う事業の性質上、適格請求書を交付することが困難な一定の課税資産の譲渡等（P18）については、適格請求書の交付義務が免除されます。）。

また、適格請求書の交付に代えて、適格請求書に係る電磁的記録を提供することができます。

なお、免税取引、非課税取引及び不課税取引のみを行った場合については、適格請求書の交付義務は課されません。

留意点

■ 標準税率の取引のみを行っている場合の適格請求書の交付義務

標準税率の取引のみを行っている場合でも、取引の相手方（課税事業者に限ります。）から交付を求められたときは、適格請求書の交付義務があります。

なお、この場合、交付する適格請求書に「8%対象 0円」といった記載は不要です。
軽減税率の取引のみを行っている場合も同様です。

③ 適格請求書及び適格簡易請求書の記載事項

適格請求書とは、「売手が、買手に対し正確な適用税率や消費税額等を伝えるための手段」であり、一定の事項が記載された請求書や納品書その他これらに類するものをいいます。

適格請求書の様式は、法令等で定められていません。適格請求書として必要な事項が記載された書類（請求書、納品書、領収書、レシート等）であれば、その名称を問わず、また、手書きであっても、適格請求書に該当します。

適格請求書及び適格簡易請求書の記載事項は次のページのとおりです。

《適格簡易請求書を交付することができる事業とは》

適格請求書発行事業者が、不特定かつ多数の者に課税資産の譲渡等を行う次の事業を行う場合には、適格請求書に代えて、適格請求書の記載事項を簡易なものとした適格簡易請求書を交付することができます。

- ① 小売業
- ② 飲食店業
- ③ 写真業
- ④ 旅行業
- ⑤ タクシー業
- ⑥ 駐車場業（不特定かつ多数の者に対するものに限り。）
- ⑦ その他これらの事業に準ずる事業で不特定かつ多数の者に資産の譲渡等を行う事業

もっと詳しく

■ 不特定かつ多数の者に資産の譲渡等を行う事業とは？

「不特定かつ多数の者に資産の譲渡等を行う事業」であるかどうかは、個々の事業の性質により判断しますが、例えば、資産の譲渡等を行う者が資産の譲渡等を行う際に相手方の氏名又は名称等を確認せず、取引条件等をあらかじめ提示して相手方を問わず広く資産の譲渡等を行うことが常態である事業などについては、これに該当します。

適格請求書等保存方式 (インボイス制度) の手引き

2022

令和4年9月版



国 税 庁

この社会あなたの税がいきている